

春夏秋冬

ロシアによるウクライナ侵略の危機に乗じて、与党や一部の野党から9条改憲や敵基地攻撃能力の保有が声高に叫ばれている。力に力に応じて論議は軍事的対応をエスカレートさせ、事態の悪化を招く。今求められているのは国連憲章や国際法に基づき国際平和秩序の回復であり、日本政府は今こそ平和憲法を活かした外交努力を尽くすべきだ。

自民党や維新の会からは、米国との「核共有」や日本が核兵器を保有する議論さえ出されている。フーチン大統領が核兵器の先制使用も辞さない、13年間にわたって1割を堅持しました。2008〜10年の後期高齢者医療制度廃止署名では、70〜74歳の窓口負担増を先送りさせ、後期医療制度の一部改善を勝ち取りました。改悪を撤回させた例では、05年に医師会や保団連が取り組んだ混合診療連が取り組んだ混合診療全面解禁反対署名です。医療従事者や患者を中心として約600万筆を集めた結果、署名は国会で採択され、政府は全面解禁を撤回したのです。保険でより良い歯科医療を求める署名では、診療報酬の改善や歯科の保険給付範囲の拡大などに結び付けました。署名活動は国民や医療従事者の願いを実現する大きな力になっていきます。

憲法施行75年 平和を守る9条の価値

誇る憲法力である。「9条では平和を守れない」との声は歴史の歪曲に他ならない。ロシアの戦争によって多くの人が命を落とし、国際平和秩序が根底から覆されるなか、5月3日に憲法施行75年を迎える。核共有や敵基地攻撃能力は国民を戦火に巻き込む危険な戦争の国づくりであり、平和憲法とは相いれない。改めて9条の価値を問い直すべきだ。

21・22年度 第13回 理事会報告 2022年4月9日

- 【報告事項】
・診療報酬改定新点数説明会を3月21日、国際交流センターで開催した。午前の部436人、午後の部387人、役員21人で計844人が参加した。
・おおさか医科・歯科九条の会の歯科世話人の呼びかけで、「ロシアのウクライナ侵攻に反対する」宣伝になんば高島屋前で取り組み、小澤理事長含め役員6人が参加した。
【協議事項】
・新型コロナウイルス感染拡大の歯科医療機関への影響について、保団連医療研フォーラムのアンケートを利用して大阪歯科協会独自の調査を実施する。
・オンライン資格確認やマイナンバーの問題点を会内に知らせるため、政策部で保団連事務局を講師としたオンライン学習会を開催する。
・参議院選挙を視野に入れて、75歳以上の窓口負担増反対署名の推進、金バラ逆ザヤ解消に向けた取り組み、改憲反対署名の推進を強める。

政治を動かす署名運動 (保団連パンフ『Q&Aで考える署名運動』から)

Table with 5 columns: 期間, 中心となった団体, 署名内容, 筆数, 成果. It lists various signature campaigns from 1983 to 2013, such as 'Health Insurance Reform Opposition' and 'Medical Reform Opposition'.

改悪の阻止や願いを実現

Q. これまで取り組んできた署名は効果があったのですか?
A. これまで取り組んできた署名は効果があったのです。署名は国会要請行動です。すべての議員に請願の趣旨と筆数を示し、署名の国会提出の紹介議員となるよう要請しています。多数の署名は、政府に法律や制度を修正させるなど政治を動かしています。例えば、1983〜84年の健保改悪反対署名は約1500万もの筆数を集め、サラリーマン本人の窓口負担2割化を食い止めた。13年間にわたって1割を堅持しました。2008〜10年の後期高齢者医療制度廃止署名では、70〜74歳の窓口負担増を先送りさせ、後期医療制度の一部改善を勝ち取りました。改悪を撤回させた例では、05年に医師会や保団連が取り組んだ混合診療連が取り組んだ混合診療全面解禁反対署名です。医療従事者や患者を中心として約600万筆を集めた結果、署名は国会で採択され、政府は全面解禁を撤回したのです。保険でより良い歯科医療を求める署名では、診療報酬の改善や歯科の保険給付範囲の拡大などに結び付けました。署名活動は国民や医療従事者の願いを実現する大きな力になっていきます。



歯援診の研修会開く



社保研究部は17日、在宅療養支援歯科診療所(歯援診)の施設基準に係る研修会を開き、高橋一也氏(大阪歯科大学高齢者歯科科学講座主任教授、写真)を講師に67人が参加した。高橋氏は、高齢者の心身の特性(認知症に関する内容を含む)、口腔機能の管理、緊急時対応などについて説明。超高齢社会の現状や在宅医療、高齢者への対応、認知症の基礎知識、高齢者の介護予防とフレイル、オーラルフレイルと口腔機能低下症などについて説明した。終了後は参加者らに修了証を発行した。

Advertisement for '75歳以上の窓口負担2割化ストップへ' (Towards stopping 20% increase in out-of-pocket costs for those 75 and over). It includes a QR code and the text 'ネット署名はコチラ' (Online signature is here).



結婚後2人の力だけで、自宅兼医院を購入していたというのであれば、名義が夫であっても離婚の際には、その財産を分与することになりません。これを財産分与といいますが、分け方は、原則2分の1ずつです。価値が2000万円というこの特有財産の部分を除く... (弁護士 西晃)

Advertisement for '医院経営 転ばぬ先の法律相談' (Hospital Management Legal Consultation). It features a QR code and the text 'ネット署名はコチラ'.

とですから1000万円が必要ありません。一つの考え方としては、財産購入時の援助割合(5000万円に対し1000万円分、すなわち5分の1)に相当する価値が現在まで残っていると考えます。つまり今の資産価値2000万円の5分の1に相当する400万円分を妻の特有財産と計算するのです。結局2000万円から400万円を差し引き、残り1600万円が夫婦共有の財産と考えるのです。そしてそれを2分割して夫と妻がそれぞれ800万円を取得します。そこから妻はさらに400万円の特有財産を戻してもらうことになるわけです(夫は800万円・妻は1200万円)。

イラスト・辻井タカヒロ